

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 **株式会社 ソネット**
代表者名 代表取締役社長 福 島 孝 一
(コード 1768 東証 第二部)
問合せ先 取 締 役
経営管理部長 清 水 省 己
(TEL. 079-447-1551)

株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役及び監査役（社外監査役を含む。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役及び監査役（社外監査役を含む。）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 10 個及び監査役（社外監査役を含む。）に対して割り当てる新株予約権の総数 10 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

割り当てる新株予約権の数は、取締役については取締役にストックオプションとして付与する報酬等の額を、監査役については監査役にストックオプションとして付与する報酬等の額を、新株予約権の割当てを決議する取締役会の前営業日の当社普通株式の終値（終値がない場合は翌営業日の基準値）に基づきブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格で除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を限度とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 3 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定であります。

以 上